

ご加入にあたって

加入申込書兼会費預金口座振替届出書に必要事項をご記入のうえ、お申込みください
日本フルハップが加入資格などを審査し、加入申込を承諾したときは、会員証のほか、規約、会員ハンドブックなどをお送りします

代表役員または事業主は自ら「加入者」になっていただかなくてはなりません

加入申込には、加入者ご本人による同意の押印または署名が必要です

加入申込書の「加入目的の確認」「告知事項」「共済内容の確認」について、すべてありのままをお答えください

会員が故意または重大な過失により事実を告げなかったとき、または事実でないことを告げたときは、日本フルハップは契約を解除することがあります

加入日は日本フルハップの募集人が加入申込書を受領した日、または日本フルハップに加入申込書が到達した日のうち、どちらか早い方の日付となります(増員の場合も同様)

日本フルハップが行う災害補償事業は保険契約者保護機構制度の対象ではありません

詳細については加入申込書に貼付している「重要事項説明書」をご覧ください

※加入契約は1年間で、その後の契約は自動更新です

お問い合わせは

イイヨ フル ハップ
0120-14-2682

フリーダイヤル

受付時間 9:00~17:30 ※土・日・祝日・年末年始(12/29~1/4)を除く

■上記のダイヤルをご利用いただけない場合は、次の電話番号におかけください

TEL 06-6949-3385(有料)

どんなことでも
お気軽にお問い合わせ
ください



Q & A お客さまからいただく「よくあるご質問」をホームページに掲載しています



<募集人について>

信用金庫の担当者(募集人)は、お客さまと日本フルハップとの共済契約の締結の媒介を行う者で、共済契約の締結の代理権はありません。したがって、共済契約はお客さまからのお申し込みに対して日本フルハップが承諾した場合に有効に成立します。

<引受共済団体>

公益財団法人日本中小企業福祉事業財団
(略称/日本フルハップ)

大阪市中央区大手前2-1-2
国民會館大阪城ビル

<共済代理店>

稚内信用金庫

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団 (略称/日本フルハップ)

〒540-8555 大阪市中央区大手前2丁目1番2号 国民會館大阪城ビル

日本フルハップ

検索

<https://www.nfh.or.jp>



・日本フルハップは、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断します
・日本フルハップは、「個人情報保護方針」を定め、会員の皆さまの個人情報保護に万全を期しています



PanfS-202401(企)



しんきんの共済制度

加入のご案内
【2024年度4月版】

街の社長さんを応援します

日本フルハップ



ケガの補償 24時間中のケガを補償します

ケガの防止 安全で快適な職場づくりを応援します

福利厚生 心豊かで活力ある生活を支援します

この街と生きていく

共済制度のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

あなたを「安心」で支えたい

ケガの補償

もしもの補償が充実
仕事外のケガも補償!
通・入院、最高1年間の
長期補償!

たとえば
こんなとき

加入者(被共済者)の方がケガが原因で通院・入院された場合や医師の往診を受けた場合、また障害が残った場合や死亡された場合に、共済金を会員(共済契約者)にお支払いします

いい仕事は
いい職場で作られる

ケガの防止

職場のエアコンや照明機器、
ヘルメットや安全靴などの
購入に助成!

たとえば
こんなとき

職場の安全衛生設備や職場環境改善などに対する助成を行い、安全で快適な職場づくりを応援します

がんばる人を笑顔にしたい

福利厚生

人間ドック受診や契約保養
施設の宿泊に助成が受けら
れるほか、観劇、コンサート、
プロ野球などへのご招待も!

たとえば
こんなとき

中小企業の社長さんや従業員のみなさん、
そしてそのご家族の心豊かで活力ある生活の
実現を支援します

日本フルハップは 内閣総理大臣認定の公益財団法人です

加入資格

1 会員になっていただける方(会員とは当財団と加入契約を締結する法人または個人事業主です)
中小企業(常時使用する従業者の数が300人以下、または資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下)の法人または個人事業主が会員になれます

2 加入者になっていただける方

会員の事業所で働いている満18歳以上の次のいずれかに該当する方が加入できます

役員	取締役、監査役、理事、監事などの登記をされている方
事業主	個人事業主の方
家族従業者	役員または事業主の親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)にあたる方
一般従業者	原則として雇用保険の被保険者の方

※要介護の認定を受けている方など、会員の事業所で働いていてもご加入いただけない場合があります
加入申込の際には加入申込書裏面の「加入資格について」をご覧ください

会費

加入者1名につき 月額 **1,500円**

会費の口座振替は

信用金庫

会費は業種、年齢に関係なく一律です

会費は毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に信用金庫に開設されている法人または個人事業主名義の預金口座から、自動振替でお支払いいただきます

初回会費は加入翌月に請求します

(翌月の請求に手続きが間に合わないときは、第2回会費と合算して加入翌々月に請求します)

加入期間中にお支払いいただいた会費はお返しできません

会費にはケガの補償のために必要な経費として共済掛金相当部分(852円)が含まれています

ケガの補償

買い物帰りに後ろから
自転車で追突されて転倒
足を骨折し、入院 40日 + 通院 25日

入院補償
1日5,000円 × 40日 ▶ 共済金 200,000円
通院補償
1日2,500円 × 25日 ▶ 共済金 62,500円

共済金 計 **262,500円**

もっと詳しく

1 補償の内容

共済金は、傷害を被った加入者またはその遺族の生活補償および加入者の受傷に伴って会員が負担する資金の財源確保を目的にお支払いします

加入者の方がケガで	ケガをされた日から起算して 180日まで	ケガをされた日から起算して 181日以降1年以内
通院したとき	1日 2,500円	1日 2,000円
入院したとき	1日 5,000円	1日 4,000円
医師の往診を受けたとき	1回 5,000円	1回 4,000円
障害が残ったとき	1,000万円(1級)～15万円(14級)	
死亡したとき	1,000万円	

2 補償の特色

- 工作中、交通事故、家庭でのケガなど、**24時間中のケガを補償**します
- 補償の期間はケガをされた日から**最高1年間の長期補償**です
- ケガによって障害が残った場合は、障害の程度に応じて、当財団規約に定める障害補償等級区分により**最高1,000万円まで補償**します
- 通院・入院・往診共済金は治療の初日分よりお支払いします
- 共済金は他の保険とは関係なくお支払いします

※ケガとは、急激かつ偶発の外来の事故により身体に被った傷害をいいます
※加入者の疾病により生じたケガなど、共済金のお支払いができない場合があります

ケガの防止

事務所の照明機器を購入
購入費用1万6千円の1/2 ▶ 助成額 **8,000円**
ファン(冷却装置)付き作業服を購入
購入費用1万円の1/2 ▶ 助成額 **5,000円**
従業員用のヘルメットを購入
購入費用4千円の1/2 ▶ 助成額 **2,000円**

助成額 計 **15,000円**

※加入1年目で3名加入の場合(年度間の助成限度額は15,000円)

もっと詳しく

1 安全で快適な職場づくりのための助成

対象の項目を購入・実施された場合に助成します

- 職場の「安全」を確保するために
ヘルメット 台車 保護眼鏡、防災面 安全靴 作業用踏み台、脚立
墜落制止用器具(安全帯) 消火器、消火装置 火災報知機 ほか
- 「快適」な職場づくりのために
エアコン 換気装置・換気扇 扇風機、冷風扇 ファン(冷却装置)付き作業服 電熱ウェア
暖房用ストーブ、ヒーター 空気清浄機 加湿機、除湿機 自動ドア 照明機器 ほか
- 職場の「安全衛生管理」の推進のために
防じんマスク 防毒マスク 作業環境測定 特殊健康診断 ほか
- 「交通事故」を防止するために
スタッドレスタイヤ 自転車用・バイク用ヘルメット ドライブレコーダー アルコール検知器 ほか

2 安全衛生の啓発

- 安全運転コンクール
- 安全衛生や交通安全に関する資料の配布

助成限度額

購入・実施費用の1/2を助成します

ただし、納品・実施年度ごとに合計して表の金額が上限です

加入年数 ^{※1}	1～3年目	4～6年目	7～9年目	10～12年目	13～15年目	16年目～
加入者数 ^{※2} 1名	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
2名	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円
3名	15,000円	18,000円	21,000円	24,000円	27,000円	30,000円
4名	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円
5名	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
6名	30,000円	36,000円	42,000円	48,000円	54,000円	60,000円
7名以上	該当する加入年数の「1名の助成限度額」×「加入者数」となります					

※1「加入年数」は加入した年度を1年目とし、納品・実施時点の年数とします
※2「加入者数」については、申請の前々月末の人数(加入翌月末までは加入時の人数)を基準とします

福利厚生

人間ドック受診で健康管理
3万円の人間ドック受診 ▶ 助成額 **10,000円**
社員旅行でリフレッシュ
社長と従業員、
そのご家族で合計6名 ▶ 6名×助成額(1泊)2,000円
助成額 **12,000円**

助成額 計 **22,000円**

もっと詳しく

1 人間ドック受診の助成

加入者の方が人間ドック、生活習慣病予防健診、協会けんぽ一般健診、PET検査(全身)、脳ドックを受診された場合に助成します

助成額 最高 **10,000円**
(受診金額(本人負担額)の1/2)
・受診された年度間1人1回まで

2 保養施設宿泊の助成

全国各地の契約保養施設(約70カ所)に宿泊される場合に助成します

助成額 1人1泊 **2,000円** (小人の場合は1,000円)
・1事業所当たり年度間3回まで(1回当たり2泊を限度)
・加入者数によって利用人数が定められています

3 イベント(催物)へのご招待など

- 観劇、歌謡ショー、コンサート
- プロ野球・Jリーグ観戦
- お笑い劇場・寄席
- 映画鑑賞、美術館、水族館、レジャー施設
- ご当地グルメ商品の提供 など

※詳しい内容や応募方法などは、会員広報誌「まいんど」でご案内し、応募された会員の中から抽選となります



歌謡ショー



ご当地グルメ商品(イメージ)

さらに こんな事業でバックアップ!

- 各種割引サービス
契約しているデパート、ホテル、旅行会社、レンタカーなどの割引サービス
- 無料相談サービス
・法律、税務、労務に関する相談
- 総合健康懇談(相談)会
- 能力開発の支援
・研修助成 ・通信教育助成
- 「心とからだの健康づくり」セミナーの開催
- 介護にあたる方の疲労回復に対する助成
- 会員広報誌「まいんど」の配布
- 「エコアクション21」認証・登録の支援
※「エコアクション21」は、環境省が策定した環境マネジメントシステムです